

○上天草市立上天草総合病院運営審議会条例

平成16年3月31日条例第187号

改正

平成19年3月26日条例第25号

上天草市立上天草総合病院運営審議会条例

(設置)

第1条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、上天草市立上天草総合病院の健全な運営に係る基本的事項について審議するため、上天草市立上天草総合病院運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員及び病院職員
- (4) 前号に掲げるもののほか管理者が適当と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年3月31日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第25号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。